

構造改革特区 第22次提案募集 ～事前相談始まる！～



長大フルトレーラによる輸送効率化事業
【静岡県等 4件認定】



指定小規模多機能型居宅介護事業所における障
害児(者)の受入事業
【富山県、富山市、高岡市、立山町等 14件認定】

国の規制が皆様の活動や事業を妨げていませんか？
実情に合わなくなった国の規制をお教えてください！

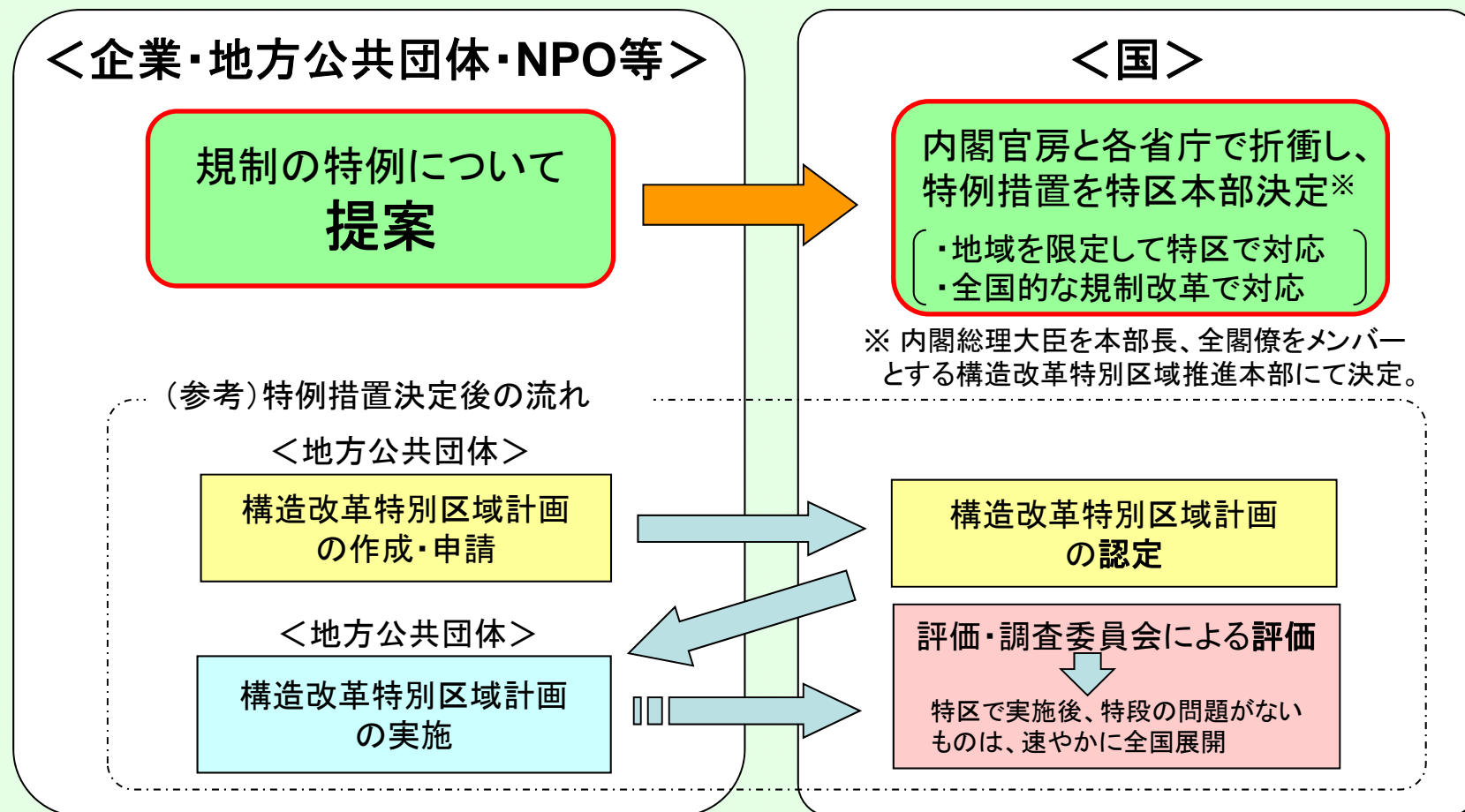
平成24年9月
内閣官房 地域活性化統合事務局

— 構造改革特区制度の概要 —

- 実情に合わなくなった「国の規制」が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。
- 構造改革特区制度は、こうした現在の**実情にそぐわない「国の規制」を、地域を限定して改革**することによって、構造改革を進め、**地域を活性化させること**を目的とする制度(規制の特例措置の実現)です。
- この目的を達成するために、地域活性化統合事務局は、民間企業や地方公共団体はもとより、**どなたからでもご要望、ご相談、ご提案を受け付けています。**
- **各地の自然的、経済的、社会的な諸条件を活かした地域の活性化を実現するため、妨げとなっている「国の規制」を取り除くツールとして、ぜひ構造改革特区制度のご活用をご検討ください。**

規制の特例措置についての提案は、企業や地方公共団体、NPO、個人の方など、誰でも提案可能

構造改革特区制度の流れ(構造改革特別区域法)



(注) 既に認められている規制の特例措置についても、上表「(参考)特例措置決定後の流れ」の手続きを行うことにより、活用することができます。

【最近の提案の中で、構造改革特区又は全国的な規制改革が実現された例】

地域を限定して特区（規制の特例措置）で対応

長大フルトレーラによる輸送効率化事業

特殊車両通行許可におけるフルトレーラ連結車等の長さの許可限度値は”19メートル”とされているところ、特区においてはこれを”21メートル”に緩和することで、積載効率が向上したトレーラで公道を走行することが可能となり、輸送の効率化やCO2排出量の削減を実現できる。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できる（この場合でも、障害者自立支援法に基づく給付費の対象となる）ようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とする。



全国的な規制改革で対応

重度のALS患者の入院に対する医療保険と介護保険の併用の容認

当初、規制所管省庁の判断では対応不可であったが、現場の苦悩や患者・家族の負担の問題にこたえるべく、政務折衝を行った結果、医療保険と介護保険の制度の壁を越えて、重度のALS（※）患者の入院に関し、一定の要件を付した上でヘルパーの派遣を認め、介護保険法に基づく地域支援事業等によるコミュニケーション支援を行うことが可能となった。

※ALS（筋萎縮性側索硬化症）：重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をもたらす神経変性疾患

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

従来、有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとし、従事者を限定的に取り扱っていたが、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に狩猟免許を受けていない者を含むことが可能となった。

下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和

下水道処理場等の事業予定地について、暫定的な目的外使用を以て、地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくりを図ることができるよう、目的外使用に係る承認基準の見直しを行い、また、これにより得られた収益については、当該箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、国庫返納を不要とする。

～ ご興味・ご関心を持っていただいた方へ ～

- 事前相談をお受けしています。皆さまのご提案の実現に向けて、アドバイスをいたします。お気軽にご連絡下さい。

内閣官房地域活性化統合事務局
電話番号：03-5510-2468
メールアドレス：toc@cas.go.jp

- 第22次提案の募集期間（予定）
10月1日～10月31日
⇒ 詳細はホームページにて公表します
(公表時期は募集直前(9月下旬頃)となる見込みです。)

ちょっと秘密のワンポイントアドバイス

- 提案に当たっては、「**規制改革の二一ズ**」、「**内容**」及び「**効果**」を具体的に記載することが効果的。
- 過去の提案と同旨の提案を行う場合は、**過去の議論の経緯を踏まえて、具体的な解決方法等**を記載すると効果的
(例えば、**安全規制の緩和を求める場合には、規制の撤廃を求めるだけでなく、別途、安全を担保するための措置**を併せて記載すると効果的)